

「闇バイト」で特殊詐欺に加担する若年者への支援

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

とある若手弁護士（以下「弁」）が、独立型事務所を経営するベテランのソーシャルワーカー（以下「SW」）に、受任事件の悩みを相談しました。

❖ 1 「闇バイト」に応募して特殊詐欺に加担した被告人

弁 私国選弁護人として担当している詐欺事件についての相談です。被告人は、20歳の大学生の男性で、都内で一人暮らしをしています。いわゆる特殊詐欺の事案で、共犯者と共謀して、高齢女性からキャッシュカードをだまし取り、100万円以上引き出したとして逮捕され、詐欺罪等で起訴されました。起訴事実は認めています。

被告人は、いわゆる「闇バイト」にSNSを通じて申し込み、メッセージアプリで男から指示を受け、仲間と一緒に被害女性の家を訪問しました。銀行協会の職員を名乗ってキャッシュカードを女性から受け取り、別の仲間に渡し、その報酬として5万円を受け取ったようです。被告人が起訴されたのはその1件だけで、被告人に前科・前歴はありません。ただ、被害額も少ないとはいえ、また、特殊詐欺の事件は初犯でも実刑となる事案も多いようです。何とか被告人の更生につながる情状弁護活動をして、執行猶予を得たいと考えています。

SW メッセージアプリで指示を受けたとのことですが、どういうきっかけで「闇バイト」に関わるようになったのでしょうか。ご本人は、犯罪行為だということは分かっていたのでしょうか。

弁 被告人は、普段は飲食店でアルバイトをしていましたが、友人との海外旅行に際し、アルバイトで貯めたお金だけでは足りず、学生ローンを利用したことがありました。しばらくは問題なく毎月返済できていたのですが、風邪でアルバイトのシフトに入れない日が続くと返済が滞り、追加で借りてやりくりしているうちに、負債が数十万円になってしまいました。

そんな折に、「高額案件、即金、仕事」と書かれたSNSの投稿が目にとまり、「荷物を運ぶだけの簡単なお仕事。違法ではありません。時給2万円も可能。」という内容に興味を持って、コンタクトを取りました。早速返信があり、秘匿性の高い特定のメッセージアプリをダウンロードするよういわれ、そのアプリを使ってリクルーターと名乗る男性と面接をしたそうです。自分の運転免許証を写真で撮って送ると、すぐに仕事の依頼がありました。A駅で女性から封筒を受け取り、B駅にいる男性に渡すという仕事で、2万円をもらったそうです。

SW いかにも怪しそうですが、犯罪行為かもしれないという不安はなかったのでしょうか。

弁 何か悪いことをしているのかもしれないという不安はあったようですが、「違法なことではない」と言われていたし、ほんの1時間程度